

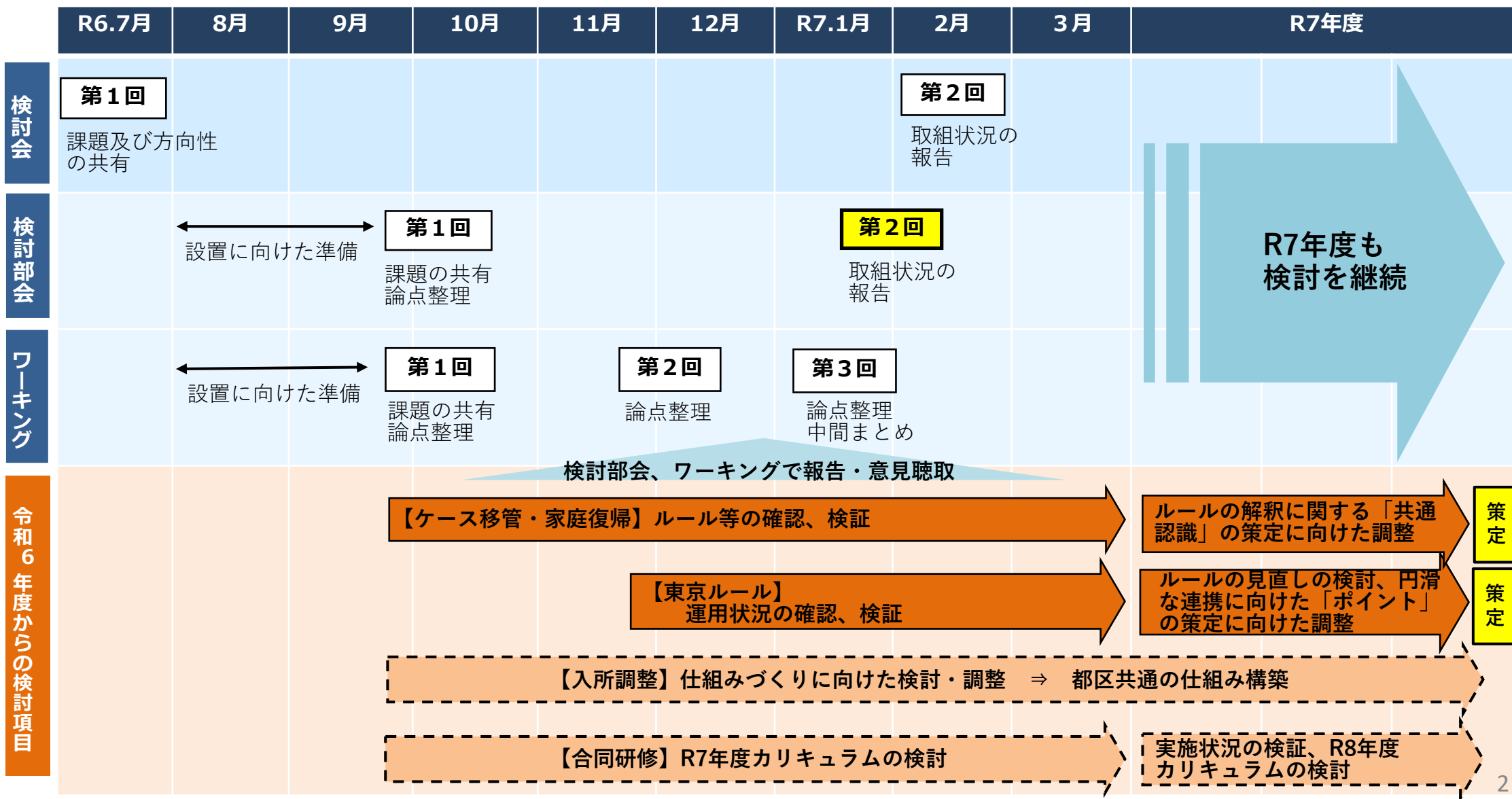
(1) 令和6年度 ワーキンググループでの検討

① ワーキンググループの開催状況

児童相談体制等検討会、検討部会、ワーキンググループの進め方

【スケジュールと検討項目】

- 令和6年度については、業務の標準化における「ケース移管や家庭復帰のルール等の確認、検証・見直し」
「東京ルールの運用状況の検証・見直し」について、検討部会・ワーキングにて、具体的な検討を進める。



ワーキンググループの開催状況

＜ワーキンググループの検討内容＞

① ケース移管や家庭復帰のルール等の検証

都内の児相間における、移管等の手続きの現状及び課題を確認・検証

→ 全国ルールの解釈に関する「共通認識」を策定し、周知徹底をはかる（令和7年度）

② 「児童虐待相談等の連絡調整に関する基本ルール」（東京ルール）の運用状況の検証

東京ルールの運用状況を確認・検証

→ 児相と子家センの円滑な連携のための「ポイント」を整理し、周知徹底をはかる（令和7年度）

③ その他、報告や意見交換が必要な事項

＜ワーキンググループの開催状況＞

第1回 令和6年10月16日

- ・ ケース移管・家庭復帰（課題の共有、論点整理）
- ・ 施設への入所調整の効率化

第2回 令和6年12月16日

- ・ ケース移管・家庭復帰（論点整理）、東京ルール（課題の共有、論点整理）
- ・ 合同研修、施設への入所調整の効率化

第3回 令和7年1月17日

- ・ 東京ルール（論点整理）
- ・ 合同研修、施設への入所調整の効率化
- ・ 令和6年度の議論のまとめ

(1) 令和6年度 ワーキンググループでの検討

**② 都区の児童相談所間のケース移管
及び家庭復帰について**

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰<<令和6年度 検討の方向性>>

移管及び家庭復帰に関する検討の方向性

- 全国児童相談所長会の申し合わせの遵守が大前提
- 申し合わせの遵守状況の検証、確認を行い、課題があれば、どうすれば解消につながるか検討
⇒ 都区の児童相談所間における共通認識をつくり、適切な運用に繋げる
- 児相ごとの援助の工夫等独自性については尊重。そのうえで、よりよい援助につながるものは全体で共有し、都の児童相談体制のレベルアップにつなげる
- 都児相、区児相、区市町村子家センのそれぞれの視点から議論の上、オール東京としての対応ができるよう取りまとめていく

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰<<ワーキングでの議論の概要①>>

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの 検討事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた 課題
①移管先児相の受理のタイミング → P.19 ポイント1 (1) (2)			
移管元児相から移管先児相への連絡や内容、移管先児相の受理のタイミングにばらつきがある	移管先児相への連絡のタイミングや内容、移管先児相の受理はどうあるべきか	・転居とは、身柄が移ったとき（≠住基異動） ・移管先児相の受理のタイミングは、移管元児相からの連絡のタイミングが転居前か転居事実の把握後か、安全確認前か後かで異なる	移管元児相から移管先児相への 第1報のタイミング や、移管先児相の 受理のタイミング について、共通認識を持つ必要があり、整理が求められる
②転居後の児童の安全確認 → P.19 ポイント1 (3)			
移管元児相と移管先児相の役割分担の認識にばらつきがある	転居後の安全確認について、移管元児相の実施が適当と判断される場合とは	・全国ルールでは、原則移管先児相が安全確認をすることになっているが、近接する自治体間での移管では、元々関係性のある移管元が安全確認をする場合もある（都児相間では移管元が安全確認をすることになっている）	転居後の安全確認を誰が行うか について、整理が必要

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰<<ワーキングでの議論の概要②>>

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの 検討事項	ワーキングでの意見	議論から見えてきた 課題
③移管元児相と移管先児相の役割分担 → P.19 ポイント1(5)			
移管に際し、移管元児相が移管先児相から追加調査などを求められ、移管に時間を要することがある	移管元児相が行うべきことや、移管先児相と移管元児相の役割分担について	・移管先児相に児童、保護者をつなげるように移管元児相が対応することが大事 ・一時滞在なのか、転居なのか等、<u>状況把握とその把握の経緯や方法等の情報からリスクを見極め</u>、セーフティネットを機能させることが重要 ・転居の確認後、一か月以内の移管を目指す、<u>その間互いに連絡を取合い、適切な対応</u>を行う ・すでに転居の事実があり、引継ぎや調査内容に不足があった場合、<u>追加調査の実施</u>については、<u>家庭との関係性等を踏まえ、移管元・移管先のどちらが行うことが妥当か協議し、役割分担</u>をする必要がある	<u>追加調査を誰がどのように行うか</u> について、整理が必要
④アセスメントシート → P.19 ポイント2			
記載の仕方が統一されていない	アセスメントシートの記載の仕方はどうあるべきか	・ <u>アセスメントシートの記載内容も様々であり、記載方法やチェックの判断基準などの共通認識</u> があると齟齬が生じにくい	<u>アセスメントシートの記載方法や共有のタイミングの共通認識</u> を図る必要がある

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰<<ワーキングでの議論の概要③>>

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの 検討事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた 課題
⑤児童票・提供されるべき資料 → P.19 ポイント1(4)			
移管に際し、児童票の記載内容が統一されていない	児童票の記載内容はどうかあるべきか	・ <u>移管元児相が相談主訴に対し行った具体的なアセスメント、行ってきた指導、家族状況等の詳細情報をしっかり児童票等に記載し、移管先児童に引き継ぐことが重要</u> ・ <u>転居による家庭に係る環境の変化について移管元児相がアセスメントし、アセスメント結果をふまえてどのような援助が必要と考えるかといった情報</u>は、移管先児相にとって重要 ・ <u>虐待対応における手法は自治体によって異なる</u>状況をふまえ、異なる手法を用いる他自治体への家庭復帰の際は、<u>移管元児相のアセスメントの内容が、移管先児相や子家センに的確に伝わるような表現での引継ぎ</u>が必要 ・ 提供すべき資料の整理においては、指導中か調査中か等<u>移管元児相の家庭への関与状況を踏まえることが必要</u>	移管先児相に <u>提供すべき資料の内容、種類</u> について、整理が必要
移管先児相に提供されるべき資料が不足していることがある	移管先児相に提供されるべき資料について		

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰<<ワーキングでの議論の概要④>>

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの 検討事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた 課題
⑥援助方針の継続 → P.19 ポイント4（1）			
移管元児相が決定していた援助方針に関して疑義が生じる場合がある	移管元児相が決定していた援助方針に関する、移管元児相と移管先児相のやり取りの実際についての情報共有	・原則、移管元の援助方針を継続するが、その <u>援助方針選択の理由を把握</u> した上で <u>移管先児相として適切に援助を実施</u> することが重要	移管元児相の援助方針は継続されている。移管先児相は転居後の養育状況等を把握の上、適切に援助を行う必要があり、 <u>移管一か月後の援助方針の再アセスメントの実施を徹底</u> する必要がある
⑦移管後1か月の再アセスメント → P.19 ポイント4（1）			
移管後1か月経過した時点での、移管先における再アセスメントの実施状況の確認が必要	実施状況の確認	・移管先においてしっかり進行管理しながら、転居後の養育状況等を把握し、 <u>一か月後の再アセスメントを実施する仕組みづくり</u> が必要	<u>移管一か月後の援助方針の再アセスメントの実施について、再徹底</u> する必要がある

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰<<ワーキング>>での議論の概要⑤>>

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの 検討事項	ワーキングでの意見	議論から見えてきた課題
⑧移管を伴う家庭復帰における、事前協議、情報共有、援助依頼 → P.19 ポイント1～5			
事前協議のタイミング、情報共有の内容、援助依頼の有無等の認識統一がされていない	移管を伴う家庭復帰における、事前協議、情報共有、援助依頼のあり方について	・（再掲）<u>虐待対応における手法は自治体によって異なる</u>状況をふまえ、異なる手法を用いる他自治体への家庭復帰の際は、<u>移管元児相のアセスメントの内容が、移管先児相や子家センに的確に伝わるような表現での引継ぎ</u>が必要 ・<u>家庭復帰に向けた計画や、家庭復帰を判断した根拠等の情報について、家庭復帰先の子家センに早めに情報共有</u>できると、地域における家庭への支援体制構築にむけた準備が円滑にできる ・<u>家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施は遵守</u>すべき	管轄区域外への家庭復帰について、 <u>子家センの視点</u> も交えながら、 <u>移管元児相、移管先児相の連絡や役割分担、アセスメントの根拠の共有、異なる手法を用いた自治体間での連携、家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施状況</u> など、議論する必要がある
⑨家庭復帰の進め方、チェックリスト活用、共通のチェックリストの必要性 → P.19 ポイント2,3,5			
家庭復帰の進め方の共通認識や、チェックリストの活用の現状把握が必要	家庭復帰の進め方、家庭復帰のチェックリスト活用の現状把握と共通のチェックリストの必要性について	・<u>家庭復帰チェックリスト</u>について、<u>虐待対応における手法が自治体により異なり、統一化等を行うことでの現場の混乱等が生じないように</u>配慮が必要 ・東京ルールにおける「家庭復帰のチェックリスト」は、<u>児相と子家セン間で十分に活用できていない</u>状況がある	虐待対応において<u>異なる手法を用いている自治体間で、お互いのツールとして認識</u>できるとよいこと、連携を円滑にするために<u>あった方がよいことの整理が必要</u> <u>家庭復帰を判断した根拠となるアセスメントの内容を子家センと共有</u>し、進めることが必要

(1) 令和6年度 ワーキンググループでの検討

③ 「東京ルール」の検証について

東京ルールに関する検討の方向性

- 1 都児相と子家センの児童虐待相談対応において円滑な連携のために齟齬をなくす
- 2 都児相、区児相、区市町村子家センの円滑な連携のために必要な共通理解をもつ
- 3 自区内で東京ルールを活用していない区児相においても、東京ルールを活用している子家セン等との調整に当たっては、ルールを準用

「東京ルール」の検証 ≪ワーキングでの議論の概要①≫

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの 検討事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた 課題
①子家センから児相への連絡調整 子家センから児相への 援助要請や送致が、円滑 に進まないことがある	→ P.21 ポイント1（1） 子家センから児相への 援助要請や送致について、 双方が適切な役割を果た し、手続きを円滑に進め るために、それぞれに求 められる対応について	・ <u>児相と子家センのアセスメントの違い</u>は、どうしても生じてしまうものであり、歩み寄りや、<u>共通のツールの活用等</u>が必要 ・ <u>子家センは一時保護について具体的イメージを持たない中で、一時保護の判断を行うのが苦しいところ</u>。一時保護の要否を子家センが判断するためのアセスメントシートがあるとよい ・ 既存のリスクアセスメントシートを虐待ケースの進行管理に活用し、リスクの高い状況が続いた場合は独自の確認表を用いて、支援方針を検討している ・ <u>全児相の資料にある重症度の分類表</u>を子家センと児相で共有する方法を検討してよいのでは ・ 死亡事例検証で話題になるのは、<u>限界設定</u>。<u>何が懸念されるのか、何が起きたら送致、一時保護を行うか等児相と子家セン双方が確認</u>しておくことが求められる ・ サテライトや分室等の連携拠点を活用した<u>児相と子家センの合同会議や、子家セン同席のもと児相の緊急受理会議の実施</u>などにより、より円滑な連携ができている ・ <u>オンライン会議の活用により</u>、自治体内部でも協議のしやすさにつながっている	援助要請や送致の目安、特に<u>子家センが児相に一時保護を求める際の判断要素</u>となる<u>共通のツールの活用</u>や、<u>協議の方法等</u>を整理する必要がある

「東京ルール」の検証 <<ワーキングでの議論の概要②>>

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの 検討事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた 課題
②性的虐待の対応 → P.21 ポイント2			
性的虐待対応において 児相と子家センの役割分 担が、共有ガイドライン どおりに運用されていな い場合がある	性的虐待対応における 児相と子家センの役割	・令和5年12月の刑事訴訟法改正もあり、児相から家センに対応を依頼することはなくなっている ・性的虐待についての<u>児童等への聞き取りは児相が行うが、周辺調査に関しては子家センに対応いただきたい</u> ・アセスメントの結果、軽微なケースと判断される場合は、子家センで対応を行う実情はある。迷う場合は児相とコミュニケーションをとって対応できるとよい	<u>共有ガイドラインに 沿った対応</u>ができている か、実施状況等について 確認する必要がある

「東京ルール」の検証 <<ワーキングでの議論の概要③>>

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの 検討事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた 課題
児相から子家センに送致される基準、児相が子家センに求めている支援内容がわかりにくいことがある	児相から子家センへの送致の基準や、子家センに求める具体的な支援内容の明確化について	③児相から子家センへの連絡調整 → P.21 ポイント1(2) ・ <u>警察から児相への児童通告</u>は、虐待以外の案件が増えている（発達障害のある児童が暴れ親が疲弊している、児童の大量服薬等） ・ 警察から児相への児童通告について子家センへの送致は心理的虐待以外もありうるのか → 幅広く送致を受けている自治体もある ・ <u>子家セン係属ケース</u>の送致打診が児相からあった際には、送致を受ける場合と、送致を受けずに地域支援について子家センが担当するという役割分担で対応する場合がある ・ 子家センが協力依頼を受理し、児相がすぐ終結する場合は、実質主担当変更であり、送致にあたるのではないかと → 協力依頼をする側の意図、受ける側の意向等を話し合った上、主担当変更の有無を決定 ・ <u>泣き声通告</u>について、児相で特定できるようなケースについても、不明として送致としているように感じる → 通告内容や初期調査から児童特定に至らない場合、不明として子家センに送致をしている ・ 児童の施設入所等の措置後、子家センが保護者への支援を引き続き行うことがあるか → 保護者のメンタルケア等を行うことはある ・ <u>児相設置区</u>での児相と子家センの連携の中で、積み重ねの中で児相と子家センの役割の仕切り直しをしたり、子家センの状況を慮って児相が受理することもある	<u>警察からの児童通告の範囲が拡大</u>する中、児相が子家センに送致する<u>案件の整理</u>が必要 警察からの児童通告に限らず、送致にあたっては、<u>児童や保護者の状況を踏まえ、児相が対応する部分、子家センが対応する部分について両者で協議</u>をすることが必要

「東京ルール」の検証 <<ワーキングでの議論の概要④>>

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの 検討事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた 課題
④特定妊婦 → P.21 ポイント1(3) 現行では「東京ルールの連絡調整に関する基本ルールになじまない」としているが、大都市特有の新たな課題への対応が求められる中、改めて議論が必要ではないか	特定妊婦に関する東京ルール上の記載内容	・子家センが児相に連絡する際は、リスク管理や今後予想される状況の段取りも踏まえ、早めの対応が必要 ・母子保健は伴走・寄り添い型となり、児童福祉はそれも大事にしながらもリスク管理の必要性もあるので、児童福祉部門と母子保健部門での認識のすり合わせが必要 ・児相は特定妊婦の受理をした場合、子家センからケース状況の話を受け止めるだけでなく、支援内容に関して、具体的な助言を行うことが求められている ・居所を転々とする特定妊婦ケースもいることから、必要に応じ個別ケース検討会議を開催することや、進行管理をどこの機関が担うのか等決めておくほうがよい ・従前は児相における特定妊婦の受理が徹底されていないようにも見られたが、現在は基本的に受理するようになっている。児相は特定妊婦の受理、進行管理を行うこととなっており、子家センと児相間での日頃からの情報共有や連携が必要	児相と子家センの役割や児童福祉部門と母子保健部門との連携方法、子家センから児相への連絡のタイミングについて整理する必要がある

「東京ルール」の検証 ≪ワーキングでの議論の概要⑤≫

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの 検討事項	ワーキングでの意見	議論から出てきた 課題
⑤手続きの簡素化 → P.21 ポイント1(4)			
連絡調整の手続きにおいて、オンライン会議等の活用やDXの観点から、業務の効率化を図る視点が必要ではないか	児相と子家センの連絡調整の手続きにおけるオンライン会議等の活用、文書送付や回答の簡略化について	・文書でどこまでの内容を児相と共有するかが悩むところ。<u>フォーマットが決まっているとよい</u> ・子家センから児相に発出する文書はボリュームがある。<u>簡略化や電子化など工夫できるとよい</u> ・リスクアセスメントシートは、記入の留意点はあるが、経験が浅い職員にとっては読み解きが難しい ・児相設置区では、システムや共有フォルダを活用し、児相と子家センでリスクアセスメントシートの共有や文書のやり取りを行っている	東京ルールにおける <u>フォーマットの見直しや情報共有の方法、効率化に向けた検討</u> を行う必要がある
⑥制度改正の反映 → P.21 ポイント2			
法改正や制度変更をふまえた視点が必要ではないか (家庭支援事業の利用勧奨・利用措置の実施、「こども家庭センター」の設置、「見守りサポート事業」の終了)	法改正や制度変更に関し、東京ルールへの反映や取り扱い ※「こども家庭センター」については、未設置自治体も多い状況であることを踏まえ、改めて検討	・利用勧奨は行っているが、利用措置は現時点で未実施。また、サポートプランは作成しているが、支援対象者と一緒に作成することが難しい ・こども家庭センターは設置しているが、サポートプラン作成は検討段階	区市町村の今後の取り組み状況を引き続き注視していくことが求められる

(2) 令和7年度の検討の方向性、 児童相談体制等検討会への報告

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰 <<令和7年度 検討の方向性(案)>>

部会の意見を踏まえた検討の方向性（第1回検討部会ワーキング資料から抜粋）

- 1 全国ルールへの遵守
- 2 全国ルールへの遵守状況の検証、確認。課題があれば課題解消の検討
- 3 児相ごとの援助の手法の独自性尊重。よりよい援助につながるものは全体共有し、レベルアップ
- 4 都児相、区児相、子家センそれぞれの視点から議論。オール東京としての対応に向け、取りまとめる

部会の意見及びワーキングでの意見を踏まえた令和7年度の議論のポイント

1 対応の整理が必要な事項

- （1）移管元児相から移管先児相への第1報のタイミング
- （2）移管先児相の受理のタイミング（※）
- （3）転居後の安全確認を誰がどのように行うか
- （4）移管先児相に提供すべき資料の内容、種類
- （5）追加調査を誰がどのように行うか

係属状況（調査中、在宅指導中、措置中）、リスクの程度、移管元児相と家族との関係性等によって、対応方法が異なることが想定されるため、いくつかの事例を基に検討・議論

※都児相システム由来の課題については別途調整

2 アセスメントシートの記載方法や共有のタイミングの共通認識を図る

3 虐待対応において異なる手法を用いている自治体間で、お互いのツールとして認識できるとよいこと、連携を円滑にするためにあった方がよいことを整理

4 全国ルール遵守の再徹底、運用の課題の解決方法を検討

- （1）移管一か月後の援助方針の再アセスメント実施
- （2）家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施
- （3）要保護児童等に関する情報共有システム（国情報共有システム）の利用

5 管轄区域外への家庭復帰の進め方について、子家センの視点も交えて共通認識を図る

6 ルール等を効果的に周知し、理解・浸透を促進するための方法

転居や家庭復帰に伴う自治体間におけるケース移管

<概要>

- ・児童の居住地が担当児相の管轄区域外になる場合、転居先の居住地を所管する児相への「ケース移管」の手続を行う

- ・ケース移管は、「全国ルール」(※)に基づき運用

【主な内容】

移管先児相への連絡内容、児相間で共有する資料 等

- ・児相は、転居事実の確認や転居後の地域支援等について子家センと連携して対応

<課題>

自治体間におけるルールの解釈の違いにより手続きや支援が円滑に進まない場合がある

➡ **ルールにおける共通認識が必要**

R6年度の実施

ワーキングを3回開催し、都内の児相間における移管等の手続きの現状及び課題を確認

→議論のポイントや、整理が必要な事項を取りまとめ

<議論のポイント>

- 全国ルールの遵守が原則
- 援助の手法等、自治体ごとの独自性は保ち、よりよい援助につながるものは全体で共有
- 都児相、区児相、子家センそれぞれの視点から議論

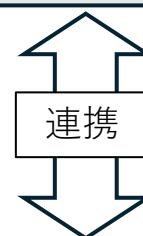
<整理が必要な事項>

- ・移管元から移管先への連絡や受理のタイミング
- ・移管先児相に提供すべき資料の内容や種類
- ・アセスメントシートの記載に当たっての視点の共有
- ・ルールを効果的に周知するための方法 等

【イメージ】

<移管元>

A都児相



B区子家セン

ケース移管

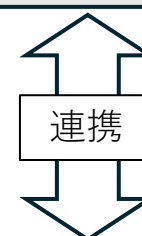


ケース移管

市町村子ども家庭支援指針

<移管先>

D区児相



D区子家セン

区によっては児相と子家センの組織を一体化するなど、児相設置区の組織体制は様々

R7年度の実施

- 令和6年度の議論を踏まえ、引き続き、ワーキングにおいて検討の上、全国ルールの解釈に関するポイントを整理・取りまとめ・作成 (年内を目途)
- **実務者への周知や普及啓発**を実施 (研修の実施、広報媒体の検討等)
- **運用状況を確認**の上、必要に応じて見直しを検討

※ 転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ (全国児童相談所長会)

東京ルールの運用状況の検証・見直し <<令和7年度 検討の方向性（案）>>

部会の意見を踏まえた検討の方向性（第2回検討部会ワーキング資料から抜粋）

- 1 都児相と子家センの児童虐待相談対応において円滑な連携のために齟齬をなくす
- 2 都児相、区児相、区市町村子家センの円滑な連携のために必要な共通理解をもつ
- 3 自区内で東京ルールを活用していない区児相においても、東京ルールを活用している子家セン等との調整に当たっては、ルールを準用

部会の意見及びワーキングでの意見を踏まえた今後の議論のポイント

1 対応の整理が必要な事項

- （1）子家センから児相への連絡調整（援助要請・送致）
 - ・ 援助要請や送致の目安とする共通のツール等の活用方法
 - ・ 協議におけるオンラインの活用促進
- （2）児相から子家センへの連絡調整（協力依頼・送致）
 - ・ 警察からの児童通告について、児相が子家センに送致する案件の範囲
 - ・ 送致における、児相と子家センの役割分担
 - ・ 協力依頼と送致の区別についての考え方
- （3）特定妊婦
児相・子家センにおける役割や、子家センから児相に連絡する判断基準等
- （4）手続きの簡素化
 - ・ 児相と子家セン間の情報共有に係る文書内容の簡略化や電子化等について、フォーマットの見直しや記入方法の統一化、情報共有の方法、効率化の取組
 - ・ リスクアセスメントシートの記入のしやすさ

2 実施状況を再確認する事項

- ・ 性的虐待対応
- ・ 制度改正の反映
- ・ 共有ガイドラインに沿った対応ができているか

東京ルール

（「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」）

<概要>

児童虐待相談に適切に対応するための都児相と子家センの連絡調整の基本ルール（H19年度策定。法改正等を踏まえ適宜改訂）
※ルールの円滑な運用に向けた「**共有ガイドライン**」を策定（H26年度）

<主な内容>

- ・子家センと都児相の役割分担
- ・ケースの主担当機関の決定方法
- ・様々なケースにおける連携のあり方（性的虐待、DVケース等）
- ・リスクアセスメント情報の共有 等

<課題>

子家センから児相へ送致や援助要請、児相から子家センへの送致等が円滑に進まない場合がある

➡ **ルールの運用状況の確認**が必要

- ・専門的相談、法的対応
- ・一時保護、施設入所措置
- ・軽微なケースの
区市町村への送致

都児童相談所

高
虐待リスク
低

連携

東京ルール
共有ガイド
ライン

- ・予防的支援
- ・地域での虐待対応
- ・都児相への援助要請、
送致

区市町村子供家庭
支援センター

※児相設置区によっては、当該ルールを準用

R6年度の実施

ワーキングにおいて、東京ルールへの運用の現状や課題を確認
→議論のポイントや、整理が必要な事項を取りまとめ

<議論のポイント>

- 都児相と子家センの円滑な連携のため齟齬をなくす
- 東京ルールを活用していない区児相においても、ルールを活用している子家セン等との調整にあたり、ルールを準用

<整理が必要な事項>

- ・子家センから児相への送致等の目安とする共通のツール等
- ・協議におけるオンラインの活用促進
- ・送致における児相と子家センの役割分担
- ・特定妊婦に係る子家セン、児相の役割
- ・手続の簡素化 等

R7年度の実施

- 引き続き、ワーキングにおいて東京ルールへの運用状況を確認・検証の上、ルールの見直しを検討

- 都児相と子家センの円滑な連携に向けたポイントを整理・取りまとめ・作成（年内を目途）

- ルールの円滑な理解に向けた周知方法の検討（研修の実施、広報媒体の検討等）

- 運用状況を確認の上、必要に応じて見直しを検討

(3) その他の取組状況の報告

① 都と区市町村の合同研修

方向性

- 人材育成の基本的な部分はそれぞれの自治体で実施しているが、困難事例への対応をはじめ、「専門性向上」に資する内容などについては、都と区市町村で共有することで、東京全体で高い専門性を維持向上していく
- 令和7年度、主に中堅層を対象とした専門的知識の共有を目的に、以下のとおり、都区共同企画の研修や、都と区が個別に実施する研修への相互乗入れを試行的に行い、自治体間の「顔の見える関係」の構築を進めていく

令和7年度 新たな合同研修（案）

I 都区共同企画研修

1 中堅層の強化（都提案）

都及び区市町村（児相・子家セン）の課長代理・係長級職員を対象に、児童相談行政の最新のトピックに関する講義を行うとともに、ケース対応や職員育成の実践についてグループ討議等を実施 ※都区職員のニーズを基にトピックを選定

2 先進的取組の共有（特別区職員研修所提案）

学会や学術会議等で発表した演題について、東京における児童相談分野の先進的な取組として児相及び子家セン職員を対象に、発表者が改めて発表するとともに、その内容について出席者がグループ討議を行う

II 都区相互開放研修

1 模擬個別ケース検討会議（都が実施）

児相、子家センの職員が合同で参加し、模擬個別ケース検討会議を通してお互いの立場や役割等に対する相互理解を深め、より円滑で効果的な連携・協働のあり方について学び考える

2 面接スキルトレーニング研修（都が実施）

面接理論を知識として憶えることよりも実習を通して体験し、気づきを得て主体的に学び取ることをねらいとした体験型の研修。スキルトレーニングを通して一定の面接の型を身につけ、実務での反復を繰り返して習熟度を高める。

3 司法面接（特別区職員研修所が実施）

児童虐待被害等の調査において、関係機関とチームを組み、児童の心理的負担等に配慮した面接のための強化を図る

4 リーダー研修（児童心理司）（特別区職員研修所が実施）

リーダーに役立つ知識や技法を学び、職員の指導、育成を行うための資質向上を図る

I 都区共同企画研修内容（案）

1 中堅層強化

テーマ		都区市町村のチーフ、係長級職員が、時流に応じたテーマの講義を受け、日々のSVや職員育成の実践についてグループで共有し、共に支え合える場とする
対象職員		都：チーフ、課長代理級 約60名 区市町村（児相・子家セン）：中堅職、係長級 約120名 計180名程度 ※初年度は相談部門福祉職を対象
実施規模・回数等		【実施規模・回数】1回あたり30名程度×6回 【実施時期】夏以降、月1回程度 ※対象職員は6回のうち、希望する1回を受講
カリキュラム（案）	講義	【題目候補】 ・子供の意見表明 ・トラウマインフォームドケア ・チームマネジメント など
	グループワーク	講義を踏まえてグループワークを行い、全体で共有
会場（案）		※外部施設で調整

2 先進的取組の共有

テーマ		虐待防止学会等で発表を行った演題について、改めて東京での児童相談分野での先進的な取組として都区児相、子家セン職員が共有し、業務のヒントとする
対象職員		児童福祉司、児童心理司、保護所職員、子家セン職員
実施規模・回数等		【実施規模・回数】1回80名程度（年1回） 【実施時期】R8.2下旬
カリキュラム（案）	講義	虐待防止学会等で発表した演題、学術誌等に掲載された論文や学位論文等の発表
	グループワーク	講義を踏まえてグループワークを行い、全体で共有
会場（案）		特別区職員研修所

Ⅱ 新たな都区相互開放研修内容（案）

1 模擬個別ケース検討会議（都が実施）

目的	児相、子家センの職員が合同で参加し、模擬個別ケース検討会議を通してお互いの立場や役割等に対する相互理解を深め、より円滑で効果的な連携・協働のあり方について学び考える
対象職員	[都児相]児童福祉司、児童心理司、保護所職員 [区市町村]児童福祉司、児童心理司、保護所職員、子家セン職員 ※区市町村職員受け入れ可能人数：60名
研修内容	[会場]トレーニングセンター [内容]講義、模擬個別ケース検討会議、振り返り

2 面接スキルトレーニング研修（都が実施）

目的	面接理論を知識として憶えることよりも実習を通して体験し、気づきを得て主体的に学び取ることをねらいとした体験型の研修。スキルトレーニングを通して一定の面接の型を身につけ、実務での反復を繰り返して習熟度を高める。
対象職員	児童福祉司(1年目)、児童心理司(1年目) ※区児相職員受け入れ可能人数：20名
研修内容	[会場]トレーニングセンター [内容]体験型演習

3 司法面接（特別区職員研修所が実施）

目的	児童虐待被害等に係る調査を行うにあたり、関係職員と関係機関がチームを組み、児童の心理的負担等に配慮した面接が適時適切に実施できるよう強化を図る ※警察・検察と協同で実施
対象職員	[特別区]児童相談所、こども家庭センター勤務職員、子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 [都児相]児童福祉司、児童心理司、保護所職員 ※都児相職員受け入れ可能人数：各児相1名
研修内容	[会場]特別区職員研修所 [内容]NICHHDプロトコルに基づく司法面接

4 児童心理司リーダー研修（特別区職員研修所が実施）

目的	児童心理司のリーダー（SVを含む）として求められる最新の知識・技術を学び、後進の指導・育成を行えるように資質の向上を図る
対象職員	[特別区]（1）児童心理司5年目以上の職員 （2）児相やこども家庭センターにおいて心理職のリーダー的役割を担う、または担うことを期待される職員 [都児相]児童心理司 ※都児相職員受け入れ可能人数：各児相1名
研修内容	[会場]特別区職員研修所 [内容] ○最新の知識・情報に関する講義 ○人材育成、組織力向上に必要な専門知識に関する講義、演習 ○事例討議 等

(3) その他の取組状況の報告

② 施設への入所調整の効率化に 向けた検討状況

○児童相談所は、児童の施設入所の措置を行う際、各施設に個別に入所依頼

→児相は、依頼に応じてもらえる施設が見つかるまで個別に打診を続けざるを得ない状況

施設は、多くの児相から入所依頼が日々舞い込むため、受け入れの優先順位付けが困難な状況

○現在、児童相談所は、月に2回施設側から共有される施設の空き情報を参考に入所の打診を行っているが、打診の際には情報のタイムラグが発生



こうした課題を解決するため、以下の取組を進める

- 児童相談所と施設等間で、施設の空き情報の「タイムリーに見える化」の実施
(令和6年度試行実施、令和7年度以降本格実施)
- 施設入所調整窓口の設置、施設と児童とのマッチングを行うシステムの構築
(令和8年度試行実施を想定)

施設の空き情報の「タイムリーに見える化」ツール①

➤施設の入所状況や空き情報をクラウド上で共有するツールを作成

⇒最新の情報がリアルタイムで確認可能となる

➤令和7年1月までに試行用デモ版を作成し、2月以降、各児相、施設にて試行実施予定



施設A



施設B



施設C

随時
データ
を更新

	施設名	定員	在籍	停止	合計	一時保護	入所率	更新日時
	〇〇学園	35	33	1	34	0	97.1 %	2024-12-15 11:12
	〇〇学園	48	46		46	1	95.8 %	2024-12-15 13:26
	〇〇学園	40	38	0	38	0	95.0 %	2024-12-15 11:48
	〇〇学園	24	22	0	22	0	91.6 %	2024-12-15 11:38
	〇〇学園	45	37	0	37	0	82.2 %	2024-12-15 11:39
	〇〇学園	36	32	0	32	2	88.8 %	2024-12-15 11:39
	〇〇学園	40	25	1	26	0	65.0 %	2024-12-15 11:39
	〇〇学園	63	63	0	63	0	100.0 %	2024-12-15 11:39
	〇〇学園	30	26	0	26	1	86.6 %	2024-12-15 11:39
	〇〇学園	40	38	1	39	0	97.5 %	2024-12-15 18:45
	〇〇学園		32	0	32	0		2024-12-04 13:09

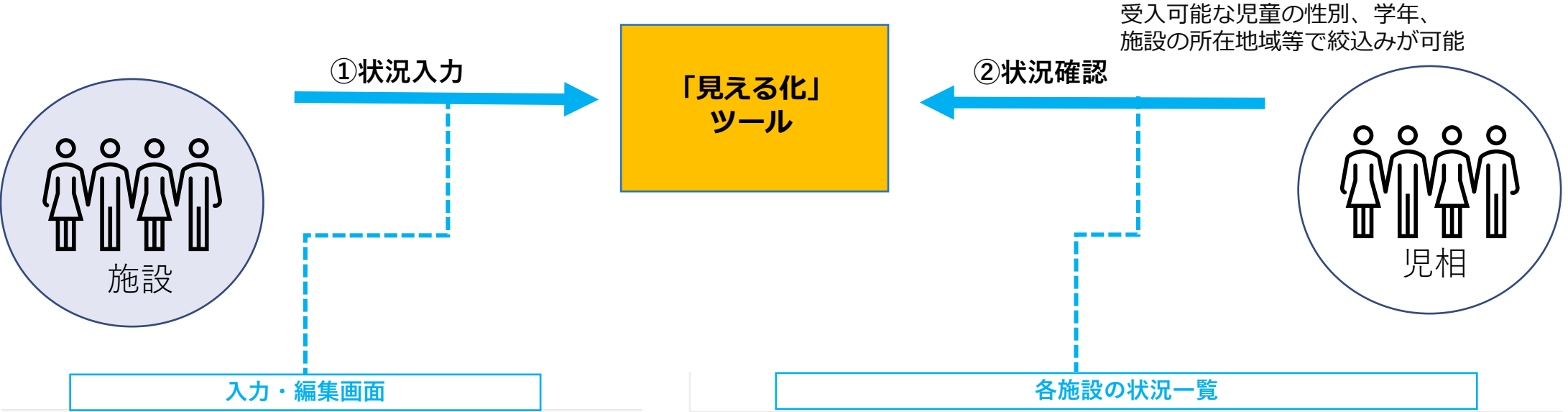
施設名をクリックすると、各施設の詳細な情報の画面に遷移

閲覧



児相

施設の空き情報の「タイムリーに見える化」ツール②



入力・編集画面

ステータス: **依頼前** [ステータスの履歴](#)

子どもに関する注意事項

何時から何時までだとありがたい

日付 施設名

2022-04-19 ○○学園

定員数 入所予定 入所可能

53 2 1

幼児

1

小低学年(男性) 空席-小低学年(男性)

4 2

小低学年(女性) 空席-小低学年(女性)

各施設の状況一覧								
	施設名	定員	在籍	停止	合計	一時保護	入所率	更新日時
	○○学園	35	33	1	34	0	97.1 %	2024-12-15 11:12
3	○○学園	48	46		46	1	95.8 %	2024-12-15 13:26
	○○学園	40	38	0	38	0	95.0 %	2024-12-15 11:48
	○○学園	24	22	0	22	0	91.6 %	2024-12-15 11:38
	○○学園	45	37	0	37	0	82.2 %	2024-12-15 11:39
	○○学園	36	32	0	32	2	88.8 %	2024-12-15 11:39
	○○学園	40	25	1	26	0	65.0 %	2024-12-15 11:39
	○○学園	63	63	0	63	0	100.0 %	2024-12-15 11:39
	○○学園	30	26	0	26	1	86.6 %	2024-12-15 11:39
2	○○学園	40	38	1	39	0	97.5 %	2024-12-15 18:45
	○○学園		32	0	32	0		2024-12-04 13:09